年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

秋田国民年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月及び同年5月

私は、昭和36年4月に地区の婦人会から国民年金の加入の勧誘を受け、 義母と一緒に加入して保険料を納付した。当時は、婦人会の集金人が自宅 を訪れ、毎月150円を納付していた記憶がある。A市町村役場に勤務して いた実兄が、「将来、年金に入っていれば安心だ。」と言っていたことも あり、保険料を未納にしたことはなかったはずである。

申立期間について、義母は保険料を納付しているのに、私の納付記録が 無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録では、申立人は昭和 35 年 10 月 1 日に強制加入被保険者として資格を取得した後、同年 12 月 20 日に資格を喪失し、36 年 6 月 1 日に任意加入被保険者(36 年 1 月*日婚姻、夫は共済組合の被保険者)として資格を再取得した記録となっているが、A市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、強制加入被保険者の資格喪失日として、36 年 5 月 31 日と記載したものを 35 年 12 月 20 日と訂正し、36 年 6 月 1 日に任意加入被保険者として再取得した旨の記載が確認できることから、申立期間当時、申立人は強制加入被保険者として管理されていたことが確認できる。

さらに、当時の社会保険事務所の国民年金担当者は、「A市町村での保険

料の徴収業務は、昭和 36 年4月から開始されており、強制加入被保険者は集金の対象となっていた。」としており、前述の国民年金被保険者名簿によると、申立人の 36 年6月の国民年金保険料は同年6月 22 日に納付されたことが確認でき、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付したとする主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月21日から同年5月1日まで

② 昭和50年8月25日から同年9月1日まで

申立期間①について、私は、A事業所で勤務していたはずだが、厚生年金保険の資格取得日は昭和47年5月1日とされている。

また、申立期間②についても、A事業所で勤務していたはずだが、資格 喪失日は昭和50年8月25日とされている。職歴に空白期間は無いはずな ので、厚生年金保険の加入期間にも空白期間は無いはずである。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B事業所が保管する、A事業所長が昭和53年2月 1日に発行した申立人の在職期間等に係る「証明書」(在職期間は、昭和 47年5月1日から50年8月31日まで、勤務態様は、常勤)から、申立人 は、申立期間②においてA事業所に常勤として勤務していたことが確認で きる。

また、A事業所の当時の事務長及び事務担当者は、「常勤のC職は、厚生年金保険に加入していた。申立人は、勤務当初から退職するまで常勤であったと記憶している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和50年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は、申立人に係る人事記録等を保存していないため不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「A事業所における厚生年金保 険の資格取得日は、昭和47年5月1日となっているが、同年4月21日か ら勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が申立期間①においてA事業所に勤務していたとする証言は得られない上、前述の同事業所長が発行した申立人の在職期間等に係る証明書によると、申立人が同事業所に勤務したのは、昭和 47 年5月1日と記載されていることが確認でき、これは同事業所における申立人の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、D都道府県が保管する申立人の職員履歴カードによると、申立人は、申立期間①を含む期間(昭和 46 年4月1日から 47 年4月 30 日まで)に、B事業所において非職員として従事していた旨の記載が確認できる。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和 20 年7月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、50 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から18年10月20日まで

② 昭和19年8月15日から20年7月1日まで

私は、昭和17年4月1日からA株式会社に継続して勤務していたが、20年4月の大空襲で会社及び寮が被災し、操業が困難となったため、終戦前の同年6月30日に退社し同年7月にB都道府県へ帰郷した。

厚生年金保険の加入記録が、昭和18年10月20日から19年8月15日までしかないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「昭和20年4月の大空襲でA株式会社 及び寮が被災し、操業が困難となったため、終戦前の同年6月30日に退社 した。」と述べているが、オンライン記録では、19年8月15日に厚生年 金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録については、厚生年金保険被保険者台帳により、資格取得日は昭和 18 年 10 月 20 日であることは確認できるものの、資格喪失日は空欄となっていることが確認でき、同台帳には、「20 年4月 15 日 (焼失) 32 年 10 月 14 日 (認定)」の記載があることから、同社の被保険者名簿は戦災により焼失しており、戦後に復元されたものであると考えられる。また、上記の被保険者名簿には、欄外に被保険者氏名及び被保険者期間が記載されているもの、破れて氏名等が確認できないものがあるなど、適正に管理された被保険者

名簿とは言い難い上、申立人の取得日に係る記録も無い。

また、申立人のオンライン記録では、平成 21 年 1 月 14 日に、当該記録が申立人の基礎年金番号に統合されていることが確認できるところ、資格喪失日については、申立人が平成 19 年 12 月 26 日付けで厚生年金保険被保険者期間照会申立書に記載した、同社における資格喪失日(昭和 19 年 8 月 15 日)に基づき、記録補正されたものであることが確認できる。

しかしながら、申立人と同郷である二人の同僚のうちの一人は、「私は終戦前の昭和 20 年4月ごろに退職して帰郷したが、そのとき、申立人はまだ勤務していた。」と証言し、別の一人は、「私は終戦後の 20 年9月に退職して帰郷したが、申立人は終戦前の同年6月ごろに退職して帰郷した。」と証言しているところ、二人のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録において、資格取得日については、申立人と同日である 18 年 10月 20日、資格喪失日については、一人は 20 年4月 16 日、別の一人は同年9月1日であることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間②において、A株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②に継続して勤務し、 事業主による給与からの保険料控除が推認できること、申立てに係る厚生 年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高い と認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等 の諸事情を総合して考慮すると、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資 格喪失日は昭和20年7月1日とすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保 険被保険者台帳の記録から、50円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「A株式会社には、昭和 17 年 4月1日から勤務していた。」と主張しているところ、昭和 17 年度に同 社において労働者年金保険の被保険者資格を取得している複数の者から聴 取したが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人が申立期間① において同社に勤務していたことは確認できない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人に係る資格取得年月日は、昭和 18 年 10 月 20 日であり、厚生年金保険被保険者台帳に記載された厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①について、労働者年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 698

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年4月から 48 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、昭和48年4月にA事業所の職員として採用される前の2年間の国 民年金保険料を納付していた。申立期間中は、A事業所の臨時職員、B事 業所の臨時職員として勤務していた時期もあるので、保険料を納付できな い状況ではなかった。保険料を納付していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年4月からC区のD事業所に勤務し、国民年金保険料を納付していた。」と主張するところ、申立人は、同区において国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、制度上、保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、住民票の記録から、申立人は、昭和46年9月1日にC区からE市町村へ転出したことが確認できるところ、申立人が、申立期間のうち、E市町村に転入した後の期間に係る国民年金保険料を納付するためには、同市町村において国民年金に加入しなければならないが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 39 年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年5月まで

国民年金制度が始まった時に、公務員だった父が、A市町村役場で加入手続をしてくれた。母も国民年金に加入していたことを何となく覚えている。申立期間について、保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金制度が始まった時に、公務員だった父がA市町村役場で加入手続をしてくれた。」と主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 42 年 12 月 15 日であり、同年 12 月 27 日に任意被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳にも、同年 12 月 27 日に任意被保険者資格を取得した旨の記載が確認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、制度上、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「母も国民年金に加入していたことを何となく覚えている。」と述べているところ、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿から、申立人の母親は、昭和 49 年1月5日に5年年金に加入し、45 年6月から50年5月までの保険料を納付しており、申立期間当時は国民年金に加入していないことが確認できる。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月17日から62年10月30日まで 私は、昭和61年6月17日から62年10月30日まで株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の同僚3人は、厚生年金保険に加入しており、私だけが加入していないのは納得がいかない。厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aからの回答及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「社員名簿には在籍年月日しか記入されておらず、他に申立期間当時の資料が確認できないため、申立人が厚生年金保険に加入していたかについては不明。」と回答しているところ、同社B支店の元事務員は、「同じ時期に入社した者であっても、厚生年金保険の資格取得は同じではなかった。」と証言している上、申立人が同期入社だったと記憶する同僚は、「入社すると試用期間があった。その後、すぐに厚生年金保険に加入させてもらえた人がいた一方で、しばらく加入させてもらえない人も多くいた。」と証言している。

また、上記の同僚は、「同期入社は、申立人を含めて3人で、昭和61年4月ごろから株式会社Aに勤務した。」と証言しているところ、同期入社した二人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日をみると、一人は昭和61年11月1日、別の一人は申立期間よりも後の平成元年5月1日となっていることが確認できる。

さらに、上記の元事務員は、「厚生年金保険と雇用保険の資格取得時期は

一緒であった。」と述べているところ、前述の同期入社した同僚二人及び申立人が記憶する別の同僚一人の厚生年金保険と雇用保険の加入記録は、一致していることが確認できる一方で、申立人は、申立期間において雇用保険の加入記録が無い。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の加入記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月ごろから同年6月1日まで

私は、旧制中学を昭和 19 年3月に卒業するところ、当時の施策により、数か月早く卒業し、同年1月ごろからA株式会社B事業所で働くこととなり、C課に所属し、発注及び管理を担当した。

私の年金記録では、B事業所での厚生年金保険の加入は、昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 28 日までとなっているが、学校を卒業後、すぐに正式な社員として入社しているので、入社と同時に厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に入社した同僚の証言から、申立人は、申立期間において A株式会社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間は労働者年金保険法(昭和 16 年法律第 60 号)の適用期間であり、同法では、工場や炭鉱で働く男性の筋肉労働者のみを対象としていたところ、申立人は、「C課に所属し、発注及び管理する事務を担当していた。」と述べていることから、申立人が申立期間に勤務していた業務内容からは、同法に基づく適用対象ではなかったものと考えられる。

また、A株式会社B事業所に係る被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和19年6月1日付けで、約1万700人の男女の労働者が厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるところ、同名簿において申立人の氏名の前後に記載された者の中から聴取できた15人全員が、「入社時期については同年1月、仕事の内容については、設計、経理及び調達等の事務であった。」と証言している。

このほか、申立期間について、労働者年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月25日から同年4月25日まで 私は、昭和57年11月から株式会社Aに勤務し、平成2年*月*日に65歳で資格喪失するまで、継続して厚生年金保険に加入していたはずである。 申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは、B健康保険組合に加入していたところ、同組合が保管する健康保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 61 年 2 月 25 日に健康保険の被保険者資格をいったん喪失し(健康保険証を同年 3 月 3 日に返納)、同年 4 月 25 日に再取得しているとともに、申立期間において「継続療養受給者証」の交付を受けていることが確認でき、当該健康保険組合における申立人の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、株式会社AのC工場の当時の工場長は、「申立人は、60 歳定年制により、いったん社会保険の資格を喪失しており、総務部長であった申立人は、当時、そのことを認識していたと思う。」と証言している上、当時の事務担当者は、「私は、社員の給与や社会保険料等の控除額の計算をしていたが、厚生年金保険の資格を喪失している期間について保険料を控除することはなかった。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から32年2月ごろまで 私は、申立期間において有限会社AにB職として勤務していたので、厚 生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において有限会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、有限会社 Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 3 月 11 日であり、申立期間当時は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、有限会社Aの当時の事業主は既に死亡していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 3 月 11 日に厚生年金保険の資格を取得している同僚に照会したところ、回答のあった 3 人のうち 2 人は、

「申立期間当時は、申立人を含め5、6人の従業員が勤務していたが、給料制ではなく、会社が厚生年金保険に加入する前は小遣い程度が支給されるだけで、保険料が控除されることはなかった。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から54年7月まで

ねんきん定期便によると、私のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和53年3月から同年7月までは15万円、53年8月から54年7月までは18万円とされているが、実際に支給されていた給与額より低いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、「入社 当時から、毎月25万円ぐらいの給与が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和53年3月4日の厚生年金保険被保険者資格の取得時において15万円に決定され、同年8月1日の随時改定において18万円に改定されているところ、申立人とほぼ同時期に採用され、同じB業務に従事していた6人についても、その全員が資格取得時の標準報酬月額が15万円と決定されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額を遡及して引き下げているなどの不自然な記録訂正の形跡も見当たらない。

また、A株式会社では、「申立期間当時の従業員の報酬月額及び標準報酬 月額に関する資料は保管していないが、申立人のようにC職として勤務して いた者は、休日出勤もあり、残業手当や深夜手当等が支給されていたので、 毎月の給与には変動があった。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A株式会社が加入していたD厚生年金基金の記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。